

平成15年版原子力安全白書（目次）

第1編 リスク情報を活用した原子力安全規制への取組み

工学的判断や決定論的評価に十分な余裕を見込む従来のやり方を補強するものとして、リスク情報を活用する原子力安全規制の取組みが進められており、その状況を説明。

第1章 原子力が有するリスク及びこれまでの原子力施設の安全確保対策について

第2章 リスク情報を活用した原子力安全規制に向けた取組みについて

第3章 安全目標について

第2編 平成15年の動き

平成15年における原子力安全委員会や規制行政庁の主要な原子力安全規制の動きを説明。

第1章 原子力安全規制の新制度について

第2章 原子力安全委員会の活動

第3章 平成15年の事故・故障等

第3編 原子力安全確保活動のための諸活動

我が国における全般的な原子力安全確保のための諸活動を紹介。

第1章 原子力施設等に対する安全規制体制

第2章 原子力施設等の防災対策

第3章 原子力安全研究の推進

第4章 環境放射能調査

第5章 原子力安全に関する国際協力

資料編

原子力安全委員会関係の各種資料、データ等を掲載。

平成15年版原子力安全白書（概要）

第1編 リスク情報を活用した原子力安全規制への取組み

[原子力安全確保の基本方針]

原子力利用に伴って周辺の人々の健康等に影響を及ぼす潜在的危険性(リスク)を十分に低く抑制すること。

実現

[従来のリスク抑制の取組み]

多重防護(異常の発生防止、拡大防止、影響緩和)の原則を基本とし、専門家の工学的判断に基づき、十分な余裕を見込んだ決定論的な基準や指針による。

リスク情報の活用による補強

[リスク情報活用の可能性]

発電用軽水炉については、運転経験や研究成果の蓄積により、リスクが顕在化する確率を定量的に評価する技術(リスク評価技術)が向上してきた。

リスク情報とは、公衆に災害を及ぼす可能性のある大事故(過酷事故)が起こる可能性について評価した確率や、原子炉施設の系統・機器等が過酷事故の発生確率にどの程度寄与するかについての定量的情報等のこと。

[リスク情報活用の意義]

安全確保を定量的に評価・確認することにより、安全規制の合理性、整合性、透明性を向上させることができること。また、リスク情報の活用により、安全上の重要度を考慮して、安全規制活動のための資源(人材、物質、資金)を適正に配分することができること。

[リスク情報を活用した規制の導入の取組み]

多重防護の考え方を堅持した上で、工学的判断や決定論的判断に基づく従来規制をリスク情報を用いて補完し高度化していく[補完的導入]。

運転・保守段階の安全規制に対して、リスク情報の活用を導入する[段階的導入]。
(将来的には安全目標を踏まえた安全水準を確保。)

国民の広い理解を得る努力を継続的に進める。

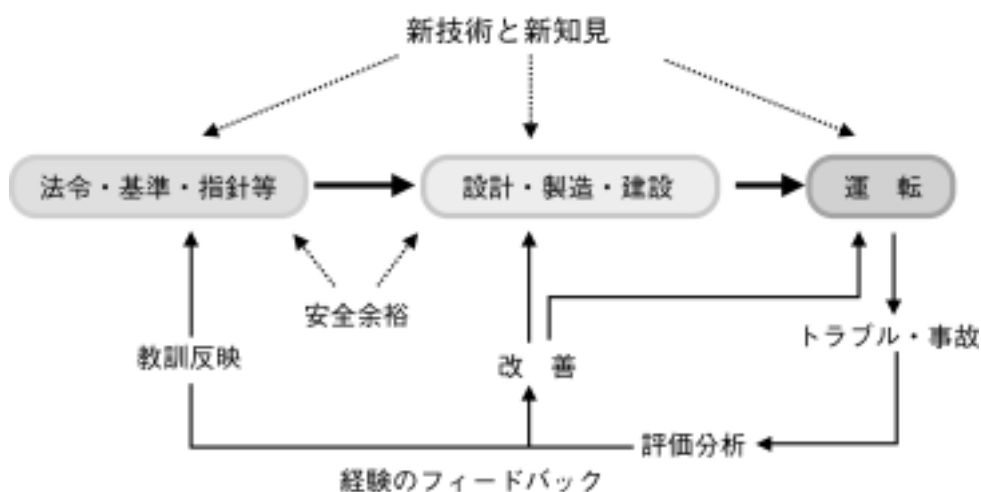
関係者がそれぞれの取組を進め、原子力安全委員会は概ね3年内を目処に進捗状況を評価し、その後の進展を図る。

第1節 原子力利用のリスクと災害の防止

1 原子力利用に伴う潜在的危険性(リスク)

原子力の利用に伴うリスクとは、原子力施設の事故・故障によって放射性物質が放散あるいは放射線が漏洩し、それにより施設周辺の人々が被ばくすることによって、健康影響等が生じる潜在的な危険性のことです。一般的に、リスクは事故等の発生確率と、事故の結果として生じる被害の大きさの両者によって計られ、例えばその両者の積から求めることができ、これを十分に抑制することは原子力の安全確保にとって非常に大切な基本的方針です。

発電用原子炉施設は、万一重大な事故が発生した場合は多くの人々に被害が及ぶ可能性があるため、十分に安全余裕を確保した設計方針、安全の判断基準、運転規則等を定めて施設を設計、建設、運転する必要があります。この方法は決定論的手法とも呼ばれ、新技術や新知見で施設の設計や運転の改善を進める一方、事故・トラブルを経験した場合は、その教訓を踏まえ基準などを改めます。この繰り返しにより弱点を克服し、安全性を高めます。



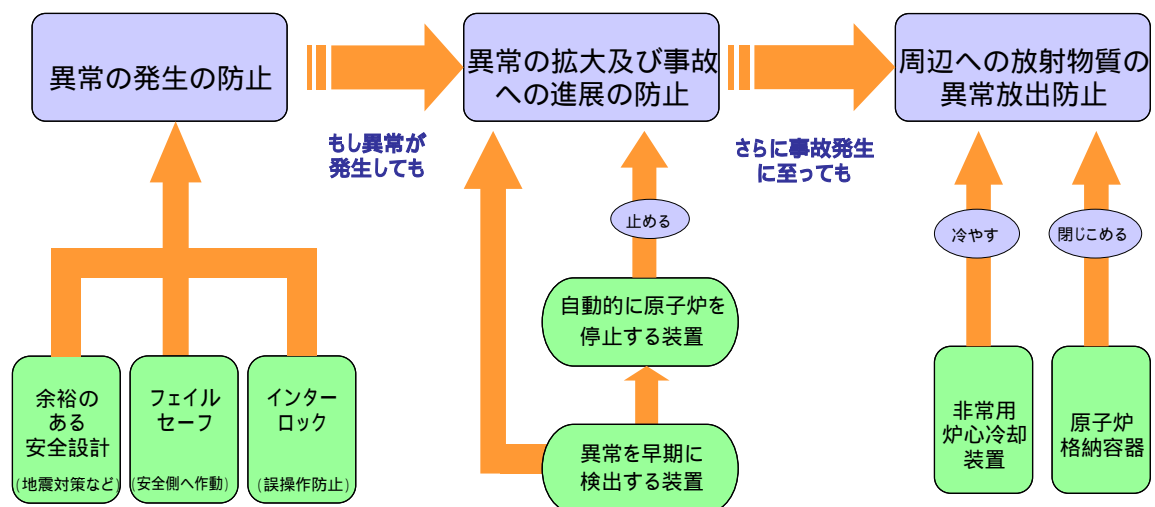
従来からの事故・トラブルの経験による改善の考え方

2 発電用原子炉施設の安全確保の考え方

(1) 基本的な安全確保の考え方

発電用原子炉施設の設計では、異常の発生を防止し、発生した場合はその拡大を防止し、万一拡大した場合はその影響を緩和し、環境への放射性物質の放出を抑制するように、多段の安全防護手段を設けることとしています（「多重防護」又は「深層防護」といわれます。）。

多重防護



これまでの安全確保・安全規制においては、リスクを極力抑える考え方は十分に取り入れられていました。しかしながら、昭和54年(1979年)のアメリカのスリーマイルアイランド原子力発電所2号機(TMI-2号機)の事故や昭和61年(1986年)の旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故の経験を通して、原子炉の安全確保に当たっては多重防護や多重障壁等による安全設計に加えて、人的要因を十分に考慮した設計や運転、さらに安全文化の重要性が認識されました。

(2) 国と事業者の責任分担

原子力利用の安全確保上の第一義的責任は、原子力施設を有し、事業活動を行う事業者が持ちます。一方、国は、国民の安全を確保するため、事業者が行う安全管理が十分なものか確認する責務があります。このために事業の設置許可又は指定、建設、運転や

廃止の各段階で安全を確保する安全規制を行っています。さらに、原子力に関連する活動に従事する組織及び個人は、安全確保のための誠実な業務の実施と責任感を持つことが安全確保の基本です。

(3) 発電用原子炉施設の安全評価

発電用原子炉施設の設置許可の安全審査に当たっては、申請者が提出する施設の基本設計と安全評価等が、国の定めた法令等に基づく基準等や原子力安全委員会が定めた安全設計審査指針、安全評価審査指針、原子炉立地審査指針等に照らして妥当であるかが検討されます。

第2節 確率論的リスク評価の考慮

(1) 契機

アメリカのTMI - 2号機の事故では、安全上重要とは考えられていなかった機器の故障であっても重大な事故につながり得ること、また、運転や保守に従事する人の信頼性その他の人的要因が重要であることなどが明らかになりました。この事故を契機に、確率論的なリスク評価の重要性が一層強く認識されるようになりました。

我が国でもTMI - 2事故を受け、安全審査や運転管理に反映すべき事項が広く再検討されました。リスクの観点からは、この事故によって、設計基準事象を超える事象であるシビアアクシデントに関する研究の重要性等が認識され、安全確保対策や安全規制で考慮されるようになりました。

(2) 確率論的にリスクを考慮したこれまでの施策の事例

原子力施設の安全規制における安全確保の考え方では、安全性に十分な安全余裕を確保することによって、原子力施設の安全設計に当たって考慮される設計基準事象を超えるような事象に対しても安全を確保するよう配慮しています。こうした配慮に加えて、航空機の落下等の特定の事象については、それぞれその発生確率に応じた対策の必要性

が定められています。

また、原子炉施設の設計上想定している状態を超えて炉心が大きく損傷する恐れのある事態が発生することを仮定し、リスク評価を行ったうえ定めたアクシデントマネジメントが事業者の自主的活動として推奨されています。

第3節 安全確保・安全規制におけるリスク情報の活用

(1) リスク評価の活用

リスクを顕在化させないための効果的な対策のためには、次のような検討が必要です。

- (イ) リスクをどのようにして計るか。(リスクの定量的把握)
- (ロ) リスクの顕在化をどのようにして防止できるか。(リスク低減策)
- (ハ) リスクはどこまで低減すれば十分か。(リスクの抑制水準)

これらの検討には、最近進歩してきた発電用原子炉施設のリスクを定量的に算定する確率論的安全評価手法(PSA: Probabilistic Safety Assessment)が有用であり、特にリスクの抑制水準の検討については、発電用原子炉施設の安全に関する安全目標を定めることが必要です。

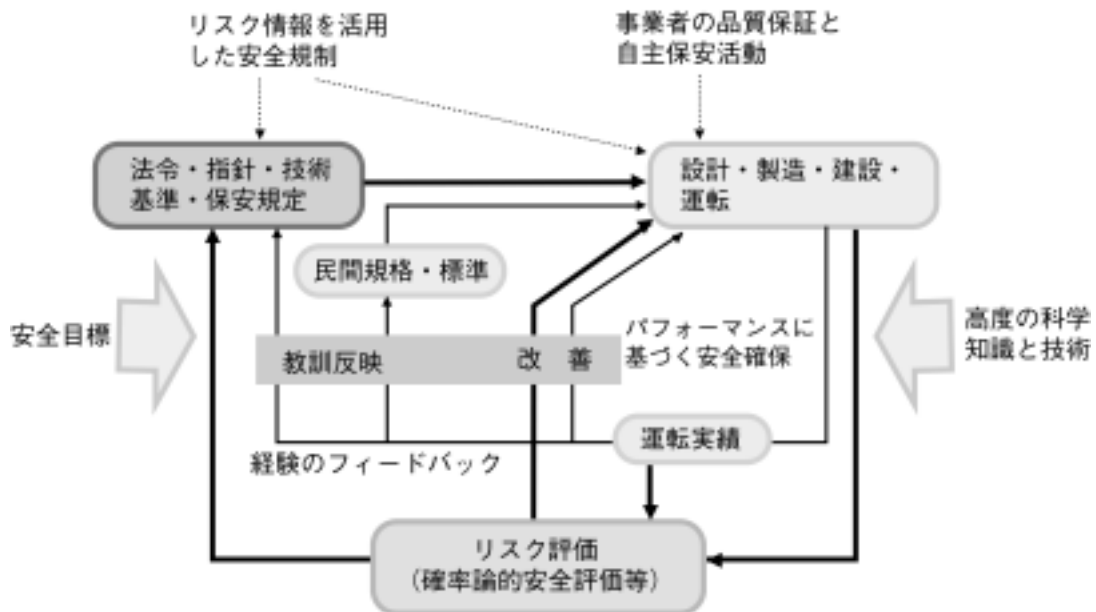
PSA には、データやモデルの持つ不確実性ととも、定量化が難しいリスク要因の取扱いには注意が必要であり、PSA の限界を十分に理解した上で多重防護の考え方も堅持し、確率論的方法によって決定論的方法を補完するように活用し、より確かな安全確保・安全規制が図られるようにすることが重要です。

(2) リスク情報を活用した安全確保・安全規制の考え方

原子炉施設等の設計から建設・運転段階にわたり種々の原子力安全規制・安全確保に関する改善がなされており、重大な事故のリスク低減の努力も払われてきました。今日では、発電用原子炉施設等の挙動についての理解や解析手法が着実に進み、また、発電用原子炉施設のリスクを定量的に把握する確率論的手法が進展してきたので、種々のリス

ク情報に着目した効果的で包括的な安全確保・安全規制の枠組みが検討できる状況になっています。

運転経験やトラブル等の経験のフィードバックにより安全性を向上していくとともに、リスクを事前に評価しその知見をフィードバックすることにより、リスクの顕在化を一層抑制する対策を取ることも重要です。



リスク評価を通して得られる知見のフィードバックによる安全確保

第2章 リスク情報を活用した原子力安全規制に向けた取組みについて

第1節 背景

近年、発電用軽水炉施設については、施設のリスクを定量的に評価する手法である確率論的安全評価(PSA)の技術が発達してきたことにより、リスクがどの程度まで低減できているのかについて、定量的に評価することが可能になってきました。その背景には、国内外において多くの発電用軽水炉施設が建設され、長年にわたる運転が継続されてきた結果、それらの経験や実績から、どんなトラブルが起こりやすいのか、個々の機器が故障する頻度はどれくらいかといった様々な情報が得られるようになったことがあります。運転実績の蓄積から得られる機器の故障率等の情報は統計データとして整備され、PSA に用いられます。このようにして、施設のリスクと関連付けて、系統・機器等の設計や保守管理の方法を決めることができるようになってきました。すなわち、これがリスク情報を活用した安全確保の方法です。さらに安全確保が確実になされていることを監視する安全規制においても、同様の方法を取ることが可能です。

第2節 原子力安全規制におけるリスク情報活用の意義・重要性

原子力安全規制におけるリスク情報の活用には、大きく分けて、次の2つの意義があります。

- (1) 安全規制の合理性、整合性、透明性の向上
- (2) 安全規制活動のための資源の適正配分

第一の安全規制の合理性、整合性、透明性の向上については、次のとおりです。

リスク情報を安全規制に活用することにより、従来の考え方に基づく安全確保の妥当性や改善点を、期待される安全水準に対して定量的に評価・確認することが可能になり、事業者による安全確保やそれを監視する国による安全規制をより合理的なものとすることができます。

リスク情報を用いて原子力の様々な分野における安全規制活動を横断的に評価す

ることにより、相互に整合性のあるものにすることができます。原子力施設には、発電用原子炉施設以外にも、燃料加工施設や燃料再処理施設等の様々な施設がありますが、それらの持つリスクは一様ではありません。したがって、施設のリスクに応じて規制の関与の程度も変化させることが望ましいと考えられます。このために、リスク情報の活用が期待できます。

安全規制における意思決定においてリスク情報を明示的に取り扱うことにより、安全規制活動における判断根拠の客観性を向上させて、国の安全規制を国民にとってより分かり易く透明性の高いものにすることができます。安全規制の目的は、事業者によってなされる安全確保を確実なものとするのですが、その結果を国民に分かり易く説明することも非常に重要です。

第二の安全規制のための資源の適正配分という点については、リスク情報を活用することによって、国の安全規制活動のための資源(人材、物資、資金)の適正配分を目指することができます。国の予算で賄われる規制資源は、有効に活用することが重要です。リスク情報、特に、リスクに対する寄与の高い異常な事象とそれに関連する系統・機器等に関する情報を活用した安全上の重要度を考慮して、例えば、検査の種類や頻度を見直すなど規制資源を適正に配分することにより、安全規制活動をより効果的・効率的に行うことができます。

第3節 リスク情報を活用した規制の導入のあり方とその具体例

リスク情報を活用した規制の導入のあり方の基本は、以下のとおりです。

補完的導入

リスク情報を活用した規制は、多重防護の考え方を基本的に堅持しつつ、従来の工学的判断や決定論的評価に基づく安全規制を、定量的・確率論的な評価により得られるリスク情報を活用することによって補完し、より高度化させていくものです。

段階的導入

リスク情報を活用した発電用原子炉施設に対する安全規制は、まず初期の段階では、運転・保守段階の安全規制への導入の検討を中心に進めることが望まれます。その際は、当面、現行の安全水準の維持向上を図りつつ、相対的なリスク評価や運転実績等によるリスク情報を活用することが適当であると考えられます。相対的なリスク評価とは、安全確保の観点からみた施設の系統・機器等の相対的なリスクへの寄与度を求めることを主たる目的とした評価を意味します。

リスク情報を活用した安全規制の導入は、将来的には、現在検討を進めている安全目標(次章参照)を考慮に入れて、また、多重防護の考え方を適用する際の保守性にリスク情報を考慮することなどにより、設計、建設段階を含めた安全確保体制全体として、リスク情報を活用した安全規制の導入を体系的に検討していくことが目標になると考えられます。

第4節 諸外国におけるリスク情報を活用した規制の現状

リスク情報の安全規制への活用については、我が国のみならず、世界的にその有用性が認識されており、先行して検討・運用がなされているアメリカはもとより、欧州主要国もリスク情報を様々な形で活用してきています。さらに、このような状況を踏まえ、国際原子力機関(IAEA)では、現在、リスク情報を活用した意思決定及び安全規制に関する指針類の策定に向けた積極的な検討を行っています。

第5節 導入に当たっての今後の取組み

■ 施設に応じた検討

発電用原子炉施設においては、長年蓄積された運転経験や研究成果に基づき PSA 技術が開発されるなど、リスク評価技術が向上してきており、それにより得られる定量的なリスク情報は、今後、安全規制に積極的に活用できます。

画一的ではなく、リスクの大きさや様態等の施設の特性や運転経験に応じて、安全確

保・安全規制の合理性の向上等の観点から、まず有用性が期待される原子力施設に関し、優先的な導入を図ることが適当です。

2 導入に当たっての留意事項とそれへの対応

(1) リスク評価の信頼性と透明性の確保

リスク評価は、設備や機器の故障率、人間の過誤率(ヒューマンファクター)等に基づいて、将来の異常な事象の発生確率とその結果を評価するものです。そのため、データベースの系統的な整備を進めるとともに、使用するデータの持つ不確定性や評価モデルの精度等を十分考慮し、リスク評価の信頼性を確保することが重要です。また、リスク評価の内容を分かり易く公開するとともに、その評価のプロセスを明らかにすることにより、透明性を確保することが重要です。

(2) リスク情報活用に係る監視

リスク評価の結果は予測値であり、また、数値がかなり小さいものですので、結果の実測値や統計値との比較・検証は困難です。そのため、リスク情報を活用した安全規制においては、施設の安全性が低下していないことを、例えば、リスク評価に用いた主要な安全系の信頼性のデータ等の観測可能な運転実績の指標により監視することが重要であり、規制行政庁や事業者におけるリスク情報の具体的な活用方法の検討の中で考慮されることが期待されます。

(3) 国民の広い理解

原子力の安全確保活動に関しては、国民の広い理解を得ることが重要であり、リスクという概念を安全規制に明示的に取り入れることについては、リスク評価が専門的な技術であり、その利用の妥当性が専門家以外には見えづらいことから、さらに国民の広い理解を得ることが重要です。

また、一般的には、リスクという概念で安全水準を議論することは社会的にまだ十分浸透していないと考えられますので、リスク概念をより身近なものとするため、説明会の実施

など、国民の理解を得る努力を継続的に行う必要があると考えています。



平成15年11月29日（北海道札幌市）

第9回原子力安全シンポジウムにて、リスク情報を活用した原子力安全規制について議論

3 整合性ある取組み・体系作り

原子力の安全確保・安全規制の活動におけるリスク情報の活用を今後一層進めるため、原子力安全委員会は、平成15年11月10日に、本章で述べた考え方を「リスク情報を活用した原子力安全規制の導入の基本方針について」として取りまとめて決定しました。今後とも、原子力の関係機関全体で整合性の取れた進捗が図られるように取り組んでいきたいと考えています。

また、原子力安全委員会としては、概ね3年内を目処に、関係機関の取組みの進捗状況を評価して、さらにその後の進展につなげていくこととしています。

第1節 原子力の安全目標とは

1 原子力の安全とリスク

原子力安全確保に当たっては、絶対安全を追求するのではなく、リスクの存在を前提とし、リスクを定量的に認識し、そのリスクを合理的にできるだけ減らすようにする努力がなされてきました。安全目標は、こうした技術の進展を背景として、「どこまで安全なら十分安全といえるのか」という問いかけに対し、定量的な答えを明らかにしようとする取組みとして大きな期待が寄せられています。

2 原子力安全委員会の取組み

原子力安全委員会は、「安全目標」の策定のため、次のような活動を実施してきました。

- ・ 平成12年9月に原子力安全目標専門部会を設置し、検討を開始。
- ・ 平成15年12月に同専門部会の「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」を公表。

3 安全目標の概要

「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」に示されている安全目標案の概要は、次のとおりです。

(1) 定性的目標案

原子力利用活動によって放射線の放射や放射性物質の放散が発生した場合に、公衆の健康被害が発生する可能性は、公衆の日常的な生活に伴って発生する健康リスクを有意には増加させない程度(水準)に抑制されるべきである。

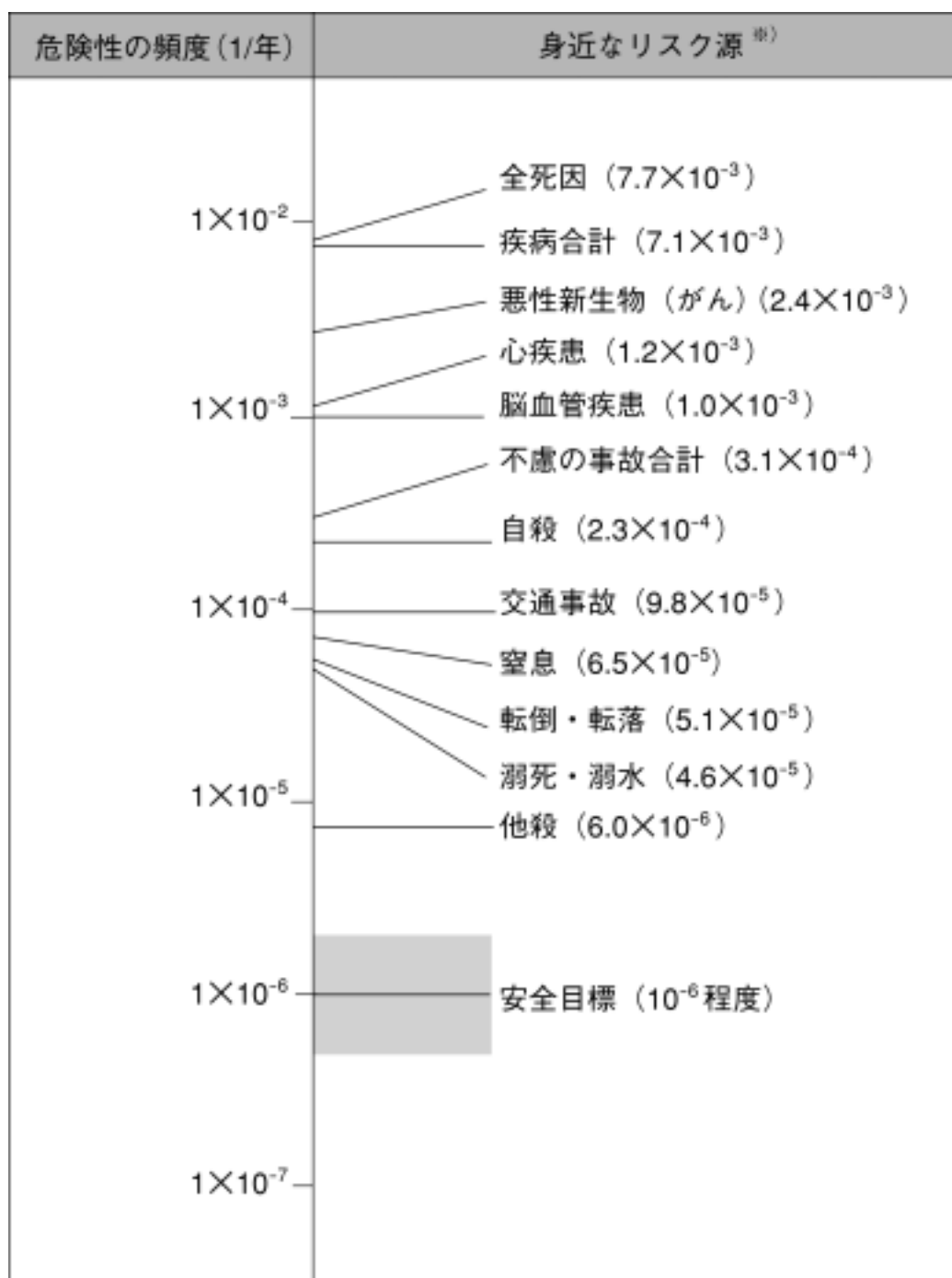
(2) 定量的目標案

原子力施設の事故に起因する、施設の敷地境界付近の公衆の個人の放射線被ばく

による平均急性死亡リスクは、年あたり百万分の1程度^(注)を超えないように抑制されるべきである。

また、原子力施設の事故に起因する、施設からある範囲の距離にある公衆の個人の放射線被ばくによって生じ得るがんによる平均死亡リスクは、年あたり百万分の1程度^(注)を超えないように抑制されるべきである。

(注) :安全目標を健康被害の発生確率の抑制水準として定めるのは、安全目標を定めることにより、原子力利用活動に伴うリスクを低減するための活動をどのような範囲でどの程度実施すればよいのかに関して、個人への潜在的危険性という共通の指標で示すことが有効であるとの認識に基づくものであり、実際に健康被害が生じることを容認するものではありません。



安全目標案と身近なリスク源との比較

図で示している疾病や事故等などについては、厚生労働省の人口動態統計の平成13年のデータにより算出した年間死亡率であるのに対し、安全目標の値は確率論的に計算した年間死亡確率です。従って両者を直接比較することは厳密な意味では適当ではありませんが、分かり易さの観点から2つの異なった性格の数値を同じ表に示しています。

第2節 安全目標策定の目的・意義

整合性・透明性の向上

「安全目標」は、規制者が求める安全の程度を定量的に明らかにすることにより、

- ・ 従来の安全確保対策が定量的にどの程度安全確保に寄与しているのか
- ・ さらなる安全確保のための効果的な安全対策は何か
- ・ 事業者に対する規制側の要求のバランスが適正かどうか

などについての安全規制の整合性・透明性の向上に大きく寄与するものです。

国民との意見交換の円滑化

安全目標は、規制者が国民に対し、原子力の安全性をどの程度求めているのか定量的に明らかにすることになります。国民は、原子力の安全目標を他の産業活動・社会活動に伴うリスクと比較することが可能となるほか、規制者が求める安全確保対策が科学的にみて合理性・整合性のあるものであるかについての理解を深める一助となります。

事業者のリスク管理活動の円滑化

事業者は規制者が提示する安全目標を参照し、自らが実施するリスク管理活動として、運転管理技術の向上、施設・設備の安全確保対策の実施等を自ら実施することが可能になります。

第3節 確率論的安全評価について

確率論的安全評価とは、発電用原子炉施設等の施設の設備の誤作動や誤操作の発生時にいくつかの安全装置が作動しないことによる災害の発生可能性とその影響の大きさを推定し、そのリスクを定量化する技術のことであり、発電用原子炉施設の場合は、いわゆるシビアアクシデントのリスクを定量化する技術として開発されてきています。

我が国においても、その手法の開発やデータの整備に合わせて、アクシデントマネジメントの検討や、定期安全レビューの一環として、この手法が発電用として原子炉施設に

適用されています。

第4節 安全目標の活用と今後の課題

安全目標を達成するために、発電用原子炉施設であれば、大量の放射性物質を周辺環境に放散するような事故の発生確率や、原子炉の炉心の大規模な損傷の事故の発生確率をどの程度に抑制すればよいのかというような目標値を、前章のPSAにより導き出すことができます(このような目標値を性能目標といいます。)。こうして安全目標からPSAを活用して、発電用原子炉施設の個別の事故の容認できる抑制水準を明らかにすることにより、原子炉施設に備えられた容認できる安全機能の故障率や、事故の起因事象自体の発生確率を導き出すことができます。

これまで述べてきたように、安全目標を活用することにより、より科学的かつ合理的な判断の下に、我が国の安全規制活動を効果的に実施することが可能になります。しかしながら、安全目標を我が国の安全規制活動に的確に生かしていくためには、留意しなければならない点も多くあります。主な課題としては、

既存の安全規制との整合性をもった導入のための検討

性能目標の検討、試行による課題の抽出

リスク評価技術の整備、評価精度の向上

安全目標についての国民への説明

などがあります。

第2編 平成15年の動き

第1章 原子力安全規制の新制度について

平成14年8月に原子力発電所の自主点検記録の不正等の問題が明らかとなり、国の安全規制に対する国民の信頼を大きく損なうこととなりました。問題の再発防止に万全を期すとともに、国際的な水準の安全規制を実現するため、同年12月に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の改正において、規制行政庁から原子力安全委員会に対し、原子力施設に係る建設・運転に関する安全規制の実施状況についての定期的な報告(後続規制の実施状況の報告)等を行うことなどが義務付けられました。原子力安全確保に対する原子力安全委員会としての責任が制度的に強化されたものです。



核燃料加工施設の現地調査(平成15年11月11日)

日本原燃(株)濃縮・埋設事業所 六ヶ所ウラン濃縮工場に現地調査を実施。

第2編では、抜本的に改革された新しい原子力安全規制を紹介しています。その主な特徴は以下のとおりです。

- ・ 事業者が原子力安全の確保に組織的に取り組む「品質保証活動」について、原子力安全・保安院が保安検査等を通じて厳格にチェックする。
- ・ 事業者による自主点検を、「定期事業者検査」として法律上明確に位置付け、その実施体制について、平成15年10月に発足した原子力安全基盤機構が定期安全管理審査を行い、原子力安全・保安院が評定を行う。

- ・ 「健全性評価制度」を導入し、学会が策定した維持規格を活用し、これに基づき原子炉設置者が設備の健全性評価を行う。
- ・ 工事計画対象の明確化、事故、故障等の報告基準の明確化、軽微事象も含めた情報の収集、提供体制の整備、定期安全レビューの保安規定への位置付けの明確化などにより高度な規制を行う。

第2章 原子力安全委員会の活動

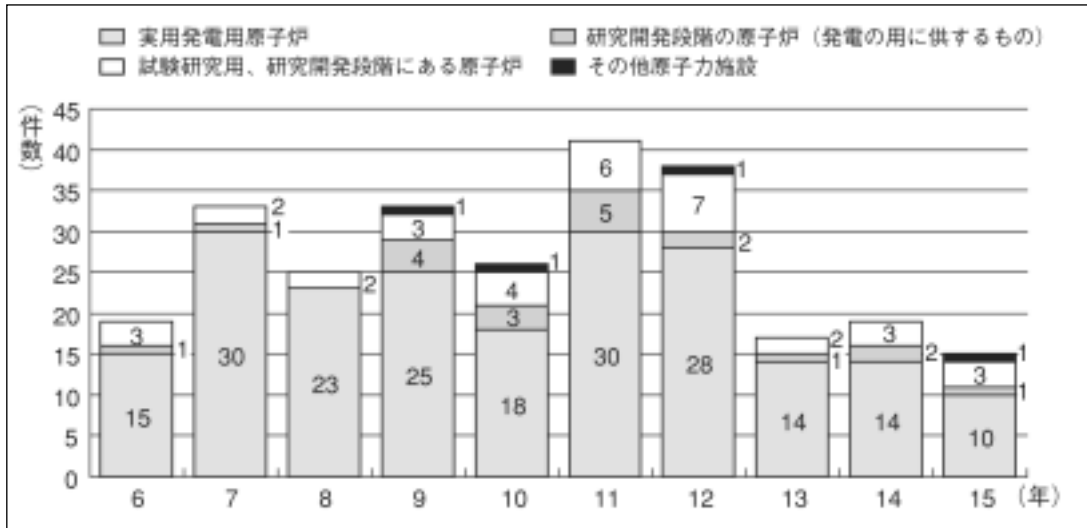
平成15年における原子力安全委員会が公表した主な報告書等を紹介しています。主な例を次に挙げます。

- ・ 高速増殖原型炉「もんじゅ」の控訴審判決における技術的な論点に対して原子力安全委員会の見解を公表。
- ・ 原子力利用に伴い発生する廃棄物等の処分方法について、「核燃料使用施設におけるクリアランスレベルについて」を決定し、見解を発表。
- ・ 健全性評価手法を含む技術基準について、「技術基準の基本的考え方」を決定。
- ・ 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の廃止・統合に関して考慮すべき事項を決定し、原子力二法人統合準備会議で意見を陳述。
- ・ 電気事業者の原子力安全に係る情報の透明性の確保に関する取組み状況等について電力事業者から直接聴取し、その結果を取りまとめ。
- ・ 原子力発電所の自主点検記録の不正問題に関連して、ひび割れの確認された炉心シールド及び再循環系配管に関する原子力安全・保安院の行う評価等について、客観的・専門的立場から独自の調査審議を行い、その結果を取りまとめ。

また、平成13年9月に起きたアメリカ同時多発テロを踏まえて、原子力発電所をはじめとする原子力施設において警備が強化されたこと、原子力安全委員会の政策評価等についても言及しています。

第3章 平成15年の事故・故障等

平成15年における実用発電用原子炉、試験研究用原子炉等の事故・故障件数及び事例を紹介しています。

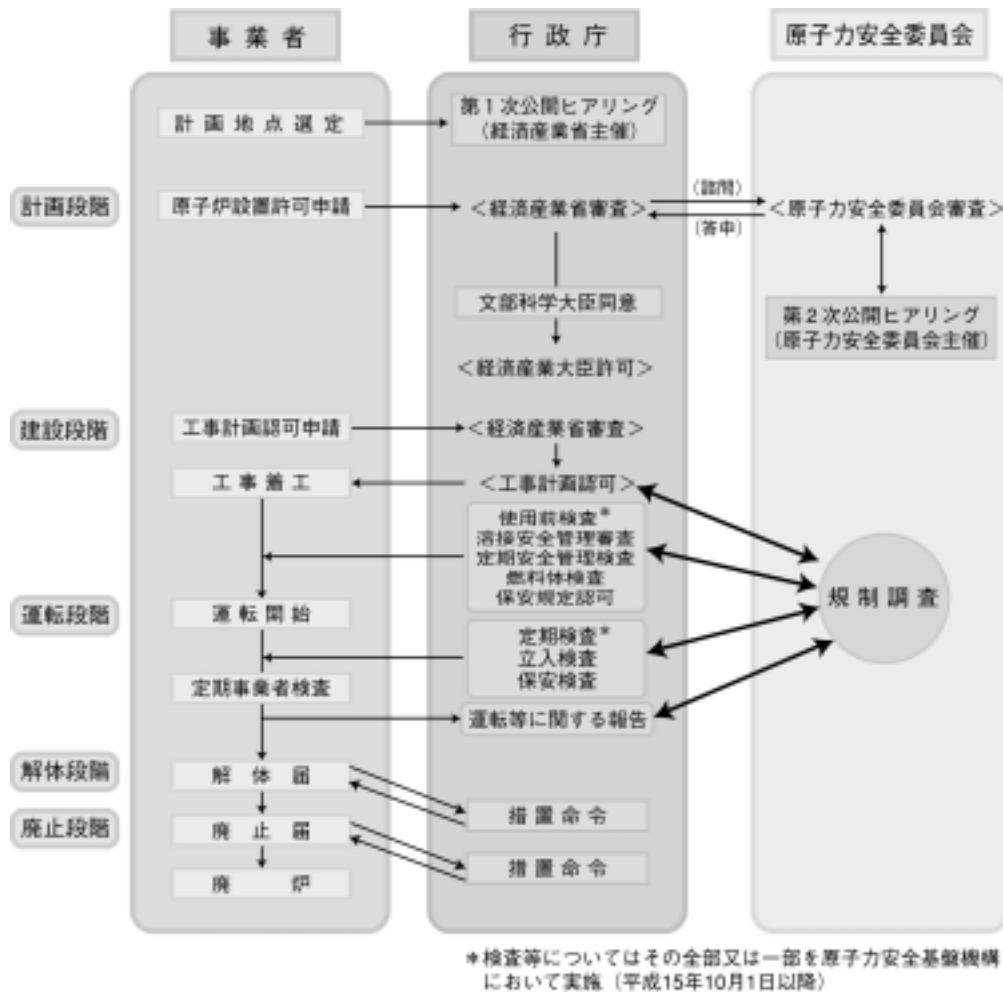


過去10年間の原子力安全委員会に報告された原子力施設の事故・故障等の件数の推移

第3編 原子力安全確保のための諸活動

第1章 原子力施設等に対する安全規制体制

実用発電用原子炉施設、試験研究用及び研究開発段階にある原子炉施設、核燃料施設、放射性廃棄物の処理・処分、核燃料物質の輸送、放射性同位元素等に関する我が国の安全規制体制を紹介しています。

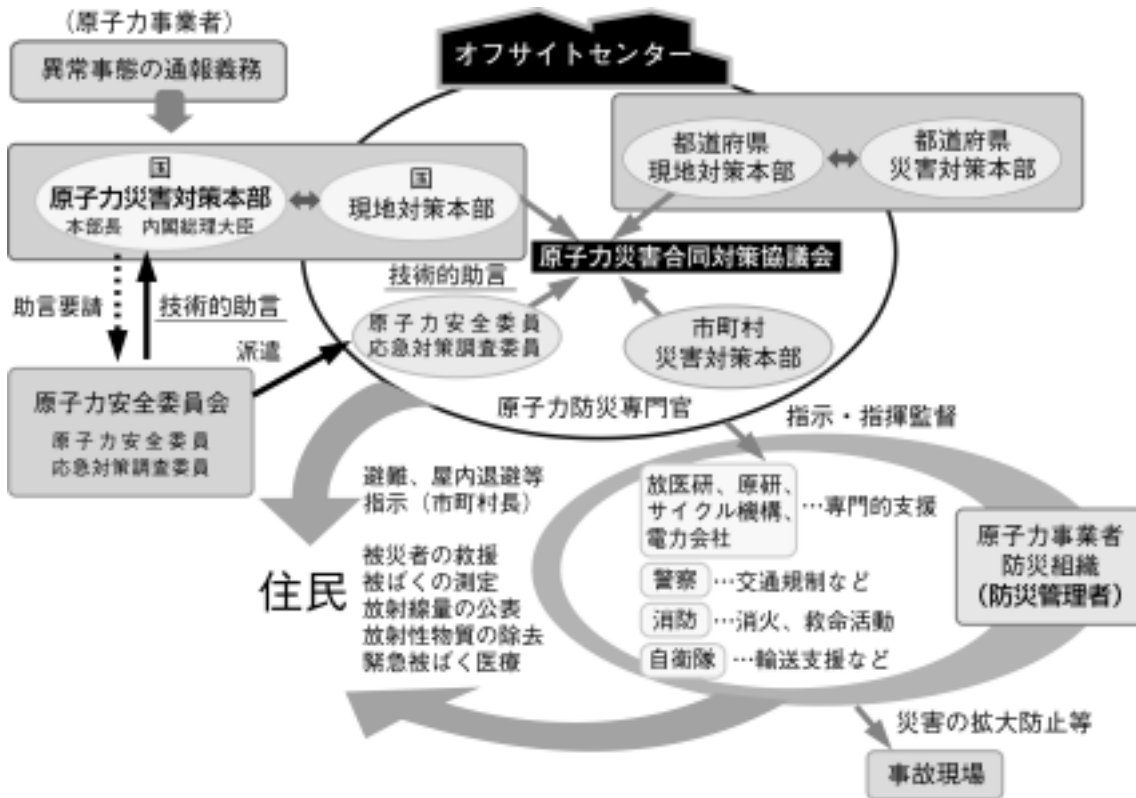


実用発電用原子炉施設の計画段階から廃止段階までの流れ

第2章 原子力施設等の防災対策

原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に制定された原子力災害対策特別措置法について紹介しています。この法律では、事態発生後の迅速な初期動作の確保、国と地方公共団体との有機的な連携の確保、原子力災害対策特別措置法

における原子力安全委員会の役割、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務の明確化について説明しています。また、防災対策の向上のための取組みについても記述しています。



原子力災害対策特別措置法下の対応体制



平成15年11月26日 原子力総合防災訓練にて、原子力緊急事態の解除のための技術的助言を検討する原子力安全委員会

第3章 原子力安全研究の推進

常に最新の技術的知見を安全審査指針類や安全審査等に反映し、高いレベルの安全規制体制を実現・維持することに貢献する原子力安全研究を紹介しています。

第4章 環境放射能調査

政府が実施している原子力施設周辺の放射能調査、放射性降下物への対応、劣化ウラン含有弾の誤使用問題に関する環境調査、原子力軍艦寄港に伴う寄港地沿岸及び周辺の放射能調査について説明しています。

第5章 原子力安全に関する国際協力

主要諸外国の原子力安全規制体制の現状を紹介し、原子力安全確保のための国際協力等の諸活動を紹介しています。

資料編

原子力安全委員会の組織図、平成15年の主な原子力安全委員会決定、原子力安全委員会が策定した安全審査指針、公開ヒアリング開催実績、原子力施設における放射線従事者の線量当量分布、我が国の原子力施設の立地地点及び我が国の原子力施設の運転・管理状況等に関する情報を紹介しています。